

11近総人 第 77号
平成11年 3月 9日
最終改正 230509 近畿人第1号
令和5年5月10日

大学等に在籍する学生の、近畿経済産業局研修生としての受入れに 関する実施要領

（目的）

第1条 大学、大学院、短期大学、工業高等専門学校（以下、「大学等」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）に就業体験を行わせ、もって大学等における教育機能の強化と創造的な人材育成及び経済産業行政についての理解の増進に資することを目的とする。

（研修対象者）

第2条 研修生は次に掲げる基準に該当すると認められた者とする。

- (1)研修の成果を今後の教育研究活動に反映できる能力と資質を有する者。
- (2)服務規律を遵守することが確実であるとの信用が十分であると判断された者。

（身分等）

第3条 研修生の身分は近畿経済産業局研修生とし、研修のために要する一切は、原則として学生を派遣する大学等又は研修生派遣実施機関（以下、「インターンシップ実施機関」という。）若しくは研修生個人の負担とする。

（研修期間）

第4条 本実施要領の対象となる研修期間は、原則として、1年を超えないものとし、必要に応じ、インターンシップ実施機関と近畿経済産業局が協議の上決定する。

（研修時間）

第5条 研修時間は、原則として月曜日から金曜日までとし、研修生と研修生の指導、監督等を担当する職員（以下、「研修指導官」という。）が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する訓令に規定する勤務時間帯から協議の上決定しなければならない。

ただし、研修指導官が必要と認める場合には、あらかじめ研修生の同意を得て、上記時間外においても研修を実施することができる。

（服務）

第6条 研修生は、研修期間中は専ら所定の研修に従事し、研修目的の達成に努めるものとする。

2 研修生は、研修期間中、近畿経済産業局職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、研修指導官の指導、監督等に従うものとする。

3 研修生は、研修中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、研修指導官の指示に従わなければならない。研修終了後においても同様とする。

4 研修生は、休暇、病気等のため予定されていた研修を受けられない場合には、あらかじめ研修指導官にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに研修指導官にその旨連絡しなければならない。

5 研修生は、研修の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に研修指導官及び総務課長の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第7条 国家公務員法第100条に基づき、研修の内容は、経済産業政策上漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。また、秘密情報に接しうる状況に研修生をおいてはならない。

（誓約）

第8条 研修生は、別途定める内容の服務規律の遵守に係る誓約をしなければならない。

（研修生の受入依頼及び決定）

第9条 インターンシップ実施機関の長は、別途定める様式による研修生受入れ協議書を近畿経済産業局長（以下「局長」という。）に提出する。局長は本実施要領の趣旨を勘案して、研修生の受入の可否を決定し、その結果を当該インターンシップ実施機関の長に通知する。

2 局長は、受入の可否を決定するために必要な研修生に関する情報を当該インターンシップ実施機関の長に請求することができる。

（研修計画）

第10条 大学等学生受入研修を実施する場合には、研修指導官は大学等学生受入研修の内容及び期間等を定めた計画を定めることとする。

（研修の中止）

第11条 局長は、研修生が第6条の服務に従わない等研修態度等に問題がある場合、研修を継続することにより業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが予見できる場合又は当該研修の目的を達成することが困難であると認める場合には、研修期間終了前であっても、研修生の受入を中止することができる。この場合、局長は事前又は事後にその旨をインターンシップ実施機関の長に通知す

る。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか当該研修の実施に関し必要な事項は、別途細則で定める。

(施行)

第 13 条 この要領は、平成 11 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 5 月 10 日から施行する。

1 1 近総人 第 7 7 号
平成 1 1 年 3 月 9 日
最終改正 20230509 近畿人第 1 号
令和 5 年 5 月 1 0 日

大学等に在籍する学生の、近畿経済産業局研修生としての受入れに関する実施細則

（研修生の受入れ）

- 第 1 . 研修生の受入れについては、インターンシップ実施機関の長から提出された協議書をもとに近畿経済産業局において面接を実施し、その可否を決定する。
- 2 研修生の研修を行う部局については、近畿経済産業局総務企画部総務課長（以下、「総務課長」という。）が決定する。

（研修生に対する指導等）

- 第 2 . 総務課長は、研修の円滑かつ適切な実施を図るため、当該部局内において、その受入れる研修生の指導、監督、助言を担当する職員（以下「研修指導官」という。）を指名する。
- 2 研修指導官は原則として、研修生の受入れ課（室）長とする。

（受入れ課室の役割）

- 第 3 . 研修指導官は、インターンシップ実施機関の長から研修結果について報告を求められたときは、これを作成し、インターンシップ実施機関の長および総務課長に報告書を提出する。

（休暇）

- 第 4 . 研修生は原則として研修期間中に休暇を取得することはできない。ただし、やむを得ない理由により研修に出席できない場合は、事前にその旨を研修指導官に届け出るものとする。
- 2 研修生は理由の如何を問わず研修実日数の 2 割を超えて研修に出席しない場合は、大学等学生受入研修実施要領第 1 1 条「当該研修の目的を達成することが困難であると認める場合」に該当し、研修を中止することができる。

（旅費）

- 第 5 . 研修生に係る赴任、研修に要する費用は、インターンシップ実施機関又は研修生個人が負担する。

(災害補償)

第6. 研修生は、研修期間中の事故等により傷害を負った場合又は近畿経済産業局（その職員を含む。）若しくは第三者に損害を与えた場合等に備え、原則として、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険又はこれらに類する保険に加入しなければならない。研修生の公務災害及び通勤災害に対する補償は、インターンシップ実施機関において行う。研修生が研修期間中に研修に係る業務上の事由又は通勤により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、総務課長は遅滞なくインターンシップ実施機関の長に必要な事項を通知する。

(雑則)

第7. 要領及びこの細則に定めるもののほか、当該研修の実施に関し必要な事項は、必要に応じ、インターンシップ実施機関と協議の上、別途定める。

(施行)

第8. この細則は、実施要領と同日に施行する。

附 則

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年5月10日から施行する。